

2024年（令和6年）第2回総会議事録

- 1 告示年月日 2024年（令和6年）2月16日（金）
- 2 通知年月日 2024年（令和6年）2月16日（金）
- 3 開催年月日 2024年（令和6年）2月29日（木）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 小会議室
- 5 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第4号 非農地証明について
- 6 報告事項
農地法等に関わる専決処分・届出等について
- 7 出席委員
1番 佐藤 眞子 2番 上田憲一郎 3番 土屋 智樹 4番 野田 幸男
5番 寶諸 孝也 6番 谷邊 博人 7番 岡本 卓也
9番 石井 洋子 10番 安原 理雄 11番 下江 京子 12番 能宗 秀典
13番 山本 明 14番 須藤 薫雄 15番 谷本 耕造 以上15名
- 8 欠席委員
8番 小林 輝仁
- 9 その他の出席者
0名
- 10 事務局出席職員等
事務局 長 林 茂晃 事務局次長 杉原 信広
事務局 藤岡 貴世 松永出張所 花田 宏
北部出張所 藤井 勝俊 沼隈支所出張所 野田 真之
神辺出張所 板谷 浩司
以上 6 名

1 議事内容

午前10時00分

事務局長	ただいまから、2024年（令和6年）第2回福山市農業委員会総会を開会いたします。 谷邊会長，会議の進行をお願いします。 — 開会挨拶 —
会 長	それでは，会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。
議 長	最初に，総会の成立を申し上げます。 委員総数15名のうち， 出席委員 14名，欠席委員 1名，在任委員の過半が出席ですので，本会議は成立します。
議 長	続いて，会議規則第10条の規定により，議事録署名委員の指名を行ないます。 議席番号 9番 石井 洋子（いしい ようこ）委員と 議席番号 14番 須藤 薫雄（すどう しげお）委員をお願いします。
議 長	議事に入る前に，議案の訂正等があれば，事務局より説明してください。
事務局	2024年（令和6年）第2回総会議案書追加・訂正事項について説明します。 議案書（別冊）3ページ11番の渡人欄を故人から遺言執行者に訂正となっています。 追加・訂正事項については，以上です。
議 長	それでは，議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委 員	東部地区の審議内容について，報告します。

1 番 佐藤	東部地区では、2月22日の午前9時20分からの現地調査に続き、午前11時30分から市役所3階小会議室で協議会を開催しました。 委員7名中 6名の出席により、議案第1号3件、議案第2号1件、議案第3号1件、合計5件について審議しました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番から3番について報告します。 1番は、引野町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。 2番は、芦田町の受人が、岡山市の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。 3番は、山手町の受人が、大阪府高槻市の渡人から申請地の持分移転を受けるものです。受人の持分は、30分の21から30分の24^{ぶん}となります。 いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	西部地区の報告をお願いします。
委 員 4 番 野田	西部地区の審議内容について、報告します。 西部地区では、2月26日の13時40分からの現地調査に続き、午後4時から市役所 3階 小会議室で協議会を開催しました。 委員10名中8名の出席により、議案第1号4件、議案第2号2件、議案第3号2件、合計8件について審議しました それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4番から7番について報告します。 4番は、山手町の受人が、清水ヶ丘の渡人から申請地を贈与にて譲り受け、経営規模を拡大するものです。 5番は、川口町の受人が、京都市左京区の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。 6番は、沼隈町の受人が、札幌市中央区の渡人から申請地を贈与にて譲り受け、経営規模を拡大するものです。 7番は、熊野町の受人が、同町の渡人から申請地を贈与にて譲り受け、経営規模を拡大するものです。 いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。

議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員 7 番 岡本	松永地区の審議内容について報告をします。 松永地区では、2月26日、午前9時から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員7名全員の出席により、議案第1号2件、議案第3号2件、合計4件について審議いたしました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の8番と9番について報告します。 8番は、本郷町の受人が、同町の渡人から譲受けて経営規模を拡大し、果樹を栽培する計画です。 9番は、尾道市山波町の受人が、大阪府豊中市の渡人から譲受けて新規就農し、野菜を栽培する計画です。 いずれも受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員 10 番 安原	それでは、北部地区の審議内容について、報告します。 北部地区では、2月26日の午後12時00分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。 委員13名中12名の出席により、議案第1号9件、議案第2号3件、議案第3号2件、の合計14件について審議いたしました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の3ページ10番から4ページ18番について報告します。 10番は、芦田町の受人が、同町の渡人から申請地を小作権により借り受けていますが、この度、所有権を取得し、引き続き季節野菜を栽培するものです。 11番は、不動産の特定遺贈によるもので、亡くなった後妻の持分6分の2を前妻の子2人へ6分の1ずつ持分の遺贈を行うものです。 受人の大阪府河内長野市の姉と水呑町の妹が連絡を取りながら申請地に水稻を栽培していくものです。 12番は、駅家町法成寺へ転入する岡山市東区の受人が農地と宅地建物を広島市安佐北区の渡人から譲り受け、申請地でイチジクなどの果樹を栽培して新規就農するものです。

(つづき) 委員 10番 安原	13番は、新市町の受人が、駅家町の渡人から大橋宮農団地の申請地を譲り受け、季節野菜を栽培し、経営規模を拡大するものです。 14番は、駅家町の受人が、同町の渡人から自宅周辺の申請地を譲り受け、季節野菜を栽培し、経営規模を拡大するものです。 15番は、山手町四丁目の受人は農事組合法人むべやまの里から申請地を譲り受け、イチジクを栽培し、経営規模を拡大するものです。 16番は、新市町の受夫婦が、西町三丁目の渡人から申請地を譲り受け、水稻を栽培し、経営規模を拡大するものです。 17番は、20ページ28番で、新市町に新居を構える神石郡神石高原町の受人が隣接する申請地を譲り受け、季節野菜を栽培して新規就農するものです。 18番は、新市町の受人が、同町の渡人から申請地を贈与により譲り受け、1251―1では季節野菜を栽培し、2741―1では果樹を栽培して、新規就農するものです。 いずれの案件も、譲受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。以上です。
議長	神辺地区の報告をお願いします。
委員 13番 山本	神辺地区の審議内容について報告します。 神辺地区では、2月26日、午前9時から現地調査を行い、午前10時30分から、神辺支所3階31会議室において地区協議会員8名中7名の出席により、議案第1号1件、議案第2号5件の合計6件について、審議しました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」4ページ19番について報告します。 19番は、徳田の受人が、新徳田の渡人から徳田の田1筆1,252㎡を譲り受けて、畑として果樹・野菜を耕作し新規就農をするものです。 申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保されていることから、許可妥当と判断しました。以上です。
議長	ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。

事務局	議案第 1 号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。説明は以上です。
議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第 1 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第 1 号は原案のとおり許可することに決定します。
議 長	次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委 員 1 番 佐藤	議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 1 番について報告します。 芦田町の受人が、岡山市の渡人から申請地を譲り受け、住宅 1 棟を建築するものです。場所は、坪生小学校の北、約 4 0 0 メートルです。 現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	西部地区の報告をお願いします。
委 員 4 番 野田	議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 2 番及び 3 番について報告します。 2 番は、駅家町の受人が、赤坂町の渡人から申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を 1 棟建築するものです。 場所は、市立福山高等学校から東南、約 5 0 0 メートルです。

(つづき) 委員 4 番 野田	3 番は、岡山県笠岡市の受人が、神辺町の渡人から申請地を譲り受け、露天資材置場を整備するものです。 場所は、市立福山高等学校から東南、約 1 0 0 0 メートルです。 現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	北部地区の報告をお願いします。
委員 1 0 番 安原	それでは、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 5 ページ 4 番から 6 ページ 6 番について報告します。 4 番は駅家町の建設業を営む法人が申請地を譲り受け、工事受注の伸びで不足する露天資材置場を確保するものです。 場所は駅家南中学校の東 7 0 0 メートルの所です。 5 番は駅家町の建設業を営む法人が事業拡大で手狭になっている従業員用駐車場を確保するものです。なお、現地は既に駐車場として利用しているため、顛末書の提出を受けています。 場所は戸手小学校の西 3 0 0 メートルの所です。 6 ページ 6 番は、東京都港区の太陽光発電事業者が、新市町の渡人から申請地を譲り受け、1 8 0 枚の太陽光発電パネルを設置して売電事業を行う計画です。 場所は常金丸小学校の南 7 0 0 メートルの所です。 以上、現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	神辺地区の報告をお願いします。
委員 1 3 番 山本	議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分決定について」6 ページ 7 番から 1 1 番について報告します。 7 番は、大阪市中央区の発電事業を営む法人が、川南の田 1 筆 1, 0 7 2 m²を大阪府大阪狭山市の渡人から譲り受けて、太陽光発電パネル 1 4 6 枚を設置して売電をするものです。場所は千田浄水場から、北東へ約 1 7 0 メートルのところ です。 8 番は、川北の建設機械会社の法人が、川北の田 1 筆 3 1 9 m²を下御領の渡人から譲り受けて、露天駐車場として利用するものです。場所は神辺支所から、南東へ約 5 4 0 メートルのところ です。

(つづき) 委員 13番 山本	9番は、御幸町大字上岩成の受人が、徳田の田1筆429㎡を受人の親である徳田の渡人から使用貸借権を設定して借り受けて、農家住宅を建築するものです。場所は、JR湯田村駅から、西へ約280メートルのところです。 10番は、道上の医療法人が、道上の田1筆1,281㎡を十三軒屋の渡人から賃借権を設定して借り受けて、露天駐車場として利用するものです。場所は、福山ビッグローズから、北東へ約380メートルのところです。 11番は、申請地近くで会社を営む上御領の受人が、上御領の畑1筆1,327㎡を沖野上町の渡人から譲り受けて、従業員用の露天駐車場として利用するものです。場所は御野保育所から、北東へ約550メートルのところです。 現地調査を行いました。が、周辺農地への日照・排水について支障を生じるおそれもなく、転用許可妥当と判断しました。 以上です。
議長	ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。
事務局	議案第2号の「9番」は、JR福塩線湯田村駅からおおむね300メートル以内に存在するため、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地として判断されます。 次に「5番」と「8番」について、「5番」はJR福塩線上戸手駅から、また、「8番」は福山市役所神辺支所からそれぞれおおむね500メートル以内に存在するため、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地として判断されます。 その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。 別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。 また、議案第2号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。

議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第２号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	—全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第２号は原案のとおり許可することに決定します。
議 長	次に、議案第３号「非農地証明について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委 員	議案第３号「非農地証明について」の１番について報告します。 春日町の申請人が、平成１６年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。 場所は、春日小学校の北、約１．７キロメートルです。 現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。
議 長	西部地区の報告をお願いします。
委 員 ４ 番 野 田	議案第３号「非農地証明について」の２番及び３番について報告します。 ２番は、前所有者の相続人である、沼隈町の申請人が、昭和４０年５月から住宅敷地として利用し現在に至るものです。 場所は、内海支所から南東へ、約１，５００メートルです。 ３番は、内海町の申請人が、昭和５０年頃から耕作放棄し、雑木等が繁茂し山林となっております。 場所は、福山市立沼隈体育館から北へ１，７００メートルです。 なお、３番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。 現地調査をしましたが、いずれも、農地性がなく、農地への復元

	も困難であり，証明妥当と判断しました。以上です。
議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員 7 番 岡本	議案第 3 号「非農地証明について」の 4 番と 5 番について報告します。
	4 番は，藤江町の申請人が，昭和 5 7 年頃から，住宅敷地として使用していたものです。場所は，藤江保育所から，西へ約 7 0 0 メートルのところですか。 5 番は，金江町の申請人が，平成 6 年頃から耕作放棄していたところ，笹や雑木等が繁茂し，山林となったものです。場所は，石井上池の東側近接地です。 なお，5 番は，農振農用地区域内の農地ではありますが，担当部局との調整は整っております。 現地調査をしましたが，いずれも農地性がなく，農地への復元も困難であり，証明妥当と判断しました。 以上です。
議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員 1 0 番 安原	それでは，議案第 3 号「非農地証明について」の 7 ページ 6 番から 7 番について報告します。
	6 番は，加茂町の申請人が平成元年頃から耕作放棄していたところ雑木等が繁茂し山林になったものです。 場所は広瀬学園小中学校の西 5 0 0 メートルの所です。 7 番は，駅家町の申請人が昭和 3 5 年頃から耕作放棄していたところ竹木が繁茂し山林になったものです。 場所は服部大池の北西 1 . 5 キロメートルの所です。 現地調査をしましたが，農地性はなく，農地への復元も困難であり，証明妥当と判断しました。 なお，7 番は，農振農用地区域内の農地のため，関係部局との調整が整っております。 以上です。
議 長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。

委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第３号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第３号は原案のとおり証明することに決定します。
議 長	次に、報告事項の「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。
事務局	専決処分及び届出等について、ご説明します。 議案書（別冊）の８ページから１４ページの「農地法第３条の３第１項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第６条の２第１項の規定により、２８件を事務局長専決で受理しました。 次に、１５ページから１６ページの「農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、１７ページから２１ページの「農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書の受理について」です。 ４条１４件、５条３４件を農業委員会処務規則第６条の２第１項の規定により、事務局長専決で受理しました。 次に、２２ページから２３ページの「農地法第１８条第６項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が９件ありました。 次に、２４ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から２件、広島地方裁判所福山支部から１件の照会がありました。広島法務局福山支局からの２件の照会については農地性がないことを確認し、広島地方裁判所福山支部からの照会については、２筆の内、１３７４－１については農地性があり、１３７４－６については農地性がないことを確認しました。回答期限が照会のあった日から２週間であり、この間に総会の開催がないため事務局長による専決処分により回答しました。 次に、２５ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・

	申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、1件を受理しました。専決処分及び届出等については以上です。
議 長	ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	発言等もないようですので、以上をもちまして2024年（令和6年）第2回福山市農業委員会総会を終了します。 なお、来月の総会は3月28日開催の予定です。 皆様お疲れ様でした。
事務局長	委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございました。 気をつけてお帰りください。

午前10時27分閉会